

長野県告示第324号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成20年4月28日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（精密測地網高度地域基準点測量作業）

2 作業期間

平成20年5月12日から平成20年12月26日まで

3 作業地域

松本市、大町市、北安曇郡白馬村、下伊那郡根羽村

建設政策課

長野県告示第325号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成20年4月25日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成20年4月28日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
ながの農業協同組合大豆島支店	長野市大字大豆島 947-1	長野市大字大豆島 947-1

会 計 課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月28日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年4月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ここから

3 代表者の氏名

荻原 悅子

4 主たる事務所の所在地

飯山市大字飯山1166番地6号

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が自立生活を営む、グループホームの運営及びこころの休憩所運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成20年度の自衛官（2等陸士、2等海士及び2等空士）の募集期間等は、次のとおりです。

平成20年4月28日

長野県知事 村井 仁

1 募集期間

第1次募集	平成20年4月28日から同年6月30日まで
第2次募集	平成20年7月1日から同年9月30日まで
第3次募集	平成20年10月1日から同年12月31日まで
第4次募集	平成21年1月1日から同年3月31日まで

2 受付場所

市役所、町村役場及び下記地域事務所において受付をします。

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
飯田出張所	395-0053	飯田市大久保町2637-3 飯田地方合同庁舎1階	0265-22-2613
長野地域事務所	380-0846	長野市旭町1108番地 長野第2合同庁舎内	026-235-6026
上田地域事務所	386-0025	上田市天神町4-17-3 金井MSTYビル1階	0268-22-5267
松本地域事務所	390-0815	松本市深志2-6-5 マケカ深志ビル1、2階	0263-36-2787
茅野地域事務所	391-0002	茅野市塚原1-3-20	0266-82-6785
伊那地域事務所	396-0000	伊那市伊那3446-21 シマダヤ・エティービル2階	0265-73-4860

3 試験期日及び試験場所

試験期日	試験場所
応募者に自衛隊長野地方協力本部から別途通知します。	陸上自衛隊松本駐屯地 〒390-8508 松本市高宮1-1 電話 0263-26-2766

市町村課

公告

平成20年度職業訓練指導員試験を次のとおり行います。

平成20年4月28日

長野県知事 村井 仁

1 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年厚生労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる全ての免許職種

2 試験科目

学科試験のうち指導方法

3 受験資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第3項の規定に該当する者（実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。）

4 試験の期日及び場所

(1) 期日 平成20年8月2日（土）

(2) 場所 松本市寿北7-16-1 長野県松本技術専門校

5 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書、履歴書、写真票及び写真（申請前6か月以内に撮影した正面脱帽の上半身像で、縦4cm横3cmのもの）

イ 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けようとする者にあっては、省令第47条に規定する書面

(2) 申請書類の提出期間

平成20年6月2日（月）から6月13日（金）まで（郵送による場合は、平成20年6月13日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(3) 申請書類の提出先

長野県商工労働部 人材育成課 人材育成支援係

長野市南長野幅下692-2（郵便番号 380-8570）

（郵送による場合は、書留とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書」と朱書すること。）

(4) 受験手数料

受験手数料（3,100円（全免受験者は無料））は、長野県収入証紙により納付してください。（受験申請書に貼り付け、消印しないでください。）

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格発表

平成20年8月29日（金）に長野県庁、工科短期大学校及び技術専門校の掲示板に掲示するほか、合格者には直接通知し、長野県ホームページでも掲載します。

7 その他

(1) 受験申請書等の用紙の請求及び受験申請については、長野県商工労働部人材育成課人材育成支援係、工科短期大学校及び技術専門校に問い合わせてください。

(2) 郵送により受験申請書等の用紙を請求する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書用紙（受験案内）請求」と朱書し、宛先を明記した返信のための封筒（140円切手を貼り付けること）を同封してください。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

人材育成課

公告

長野県神川沿岸土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成20年4月28日

長野県上小地方事務所長 安江幸大

理 事

退 任

氏 名 住 所

母袋創一 上田市下塙尻734-1

土屋哲男 東御市新張1263-5

農地整備課

公告

上伊那郡伊那土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年4月28日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

監 事

新 任

氏 名 住 所

唐木達 上伊那郡南箕輪村5226番地1

退 任

氏 名 住 所

山口雄二郎 上伊那郡南箕輪村1031番地

農地整備課

公告

埴科郡坂城町上沖土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年4月28日

長野県長野地方事務所長 蟻好人

理 事

新 任

氏 名 住 所

滝沢恵一 坂城町大字坂城7197番地1

重 任

氏 名 住 所

中沢巳木 坂城町大字坂城9266番地1

矢嶌菊雄 坂城町大字坂城9520番地1

塚田和榮 坂城町大字坂城9300番地

前澤賢治 坂城町大字坂城9531番地1

柳沢利喜男 坂城町大字坂城7190番地

滝澤英男 坂城町大字坂城7177番地1

中嶋博隆 坂城町大字中之条848番地1

中島賢一 坂城町大字中之条8946番地

退 任

氏 名 住 所

宮澤龍一 坂城町大字坂城7148番地2

監 事

重 任

氏 名 住 所

中島澄雄 坂城町大字中之条623番地

池田弘 坂城町大字坂城9303番地

竹内佳男 坂城町大字坂城7162番地

農地整備課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成20年4月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、獣銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月24日 (火)	午前10時 から 午後4時 まで	上田会場	上田市上田原1640 長野県上田創造館	50名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。 (所要時間60分)
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続**(1) 受講の申込み**

受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他**(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。****(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。****(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。**

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成20年4月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獣銃又は空気銃（以下「獣銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに獣銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により獣銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月5日 (木)	午後1時 から 午後4時 まで	須坂会場	須坂市墨坂南 4-5-1 須坂市文化会館メセナホール	90名
6月11日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	佐久会場	佐久市佐久平駅南 4-1 佐久勤労者福祉センター	60名
6月17日 (火)	午後1時 から 午後4時 まで	飯田会場	飯田市小伝馬町 1-3541-1 長野県飯田創造館	60名
6月27日 (金)	午後1時 から 午後4時 まで	塩尻会場	塩尻市大門 7-4-3 塩尻総合文化センター	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続**(1) 受講の申込み**

受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他**(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。****(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。****(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。**

生活安全企画課